

(別紙2)

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境
改善のための施設整備事業に係る補助対象等について

1 補助対象事業

以下のいずれかに該当する医療機関において施設整備を行うもの

医療機関	
病院	1 医師少数区域に所在 2 医師少数スポットに所在
診療所	1 分娩を取り扱う産科 2 1以外の有床診療所

2 補助対象経費及び基準額

1. 対象経費	2. 補助基準額	3. 補助率						
医師の勤務・生活環境改善に資する、次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 宿直室、医局、更衣室、浴室等	基準面積に単価を乗じた額 ・ 基準面積 80 m ² ・ 単価 (1 m ² あたり) <table border="1"><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>558,000 円</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>444,000 円</td></tr><tr><td>木造</td><td>362,000 円</td></tr></table>	鉄筋コンクリート	558,000 円	ブロック	444,000 円	木造	362,000 円	1/2
鉄筋コンクリート	558,000 円							
ブロック	444,000 円							
木造	362,000 円							

3 留意事項

(1) 以下に該当する事業は対象外であること。

ア 歯科診療所

イ 以下に該当する医療機関

- ・ 企業、工場、特別養護老人ホーム等に設置されている
- ・ 主に自由診療（保険外診療）を行っている

ウ 住居としてのみ使用される医師住宅

(2) 施設整備事業への着手は、補助金交付を内示した後となること。事業の契約手続については、入札の実施など県の公共事業の扱いに準じること。補助事業が不採択となった場合もその旨を連絡するため、連絡を受ける前に事業着手しないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなるため、短期間で財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備とすること。なお、補助目的に反して財産処分することとなった場合は、原則として補助金を返還すること。

4 提出書類

- ・ 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業実施計画【様式4】
- ・ 医療施設等施設整備費補助金事業計画総括表（勤務・生活）【様式5】
- ・ 施設整備事業費内訳書【様式6】